

DX セレクション 2025

応募要領

令和 6 年 11 月  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局

# 1. 「DX セレクション」とは

我が国や諸外国において、データ活用やデジタル技術の進化（生成 AI 技術の急速な進展等）、グローバル化による産業構造の変化が起きている中、企業規模や業種・業界にかかわらず、全ての企業が、データとデジタル技術を活用した経営変革の取組である DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組むことで、価値創造経営を実現することができます。

経済産業省では、DX 時代の経営の要諦集として、経営者が DX による企業価値向上の推進のために実践することが必要な事項を「デジタルガバナンス・コード」(※1)として取りまとめています。同コードは 2024 年 9 月に改訂され、データ活用・連携やデジタル人材の育成・確保、サイバーセキュリティ等の重要性を強調し、「デジタルガバナンス・コード 3.0～DX 経営による企業価値向上に向けて～」となりました。

DX セレクションとは、デジタルガバナンス・コードに沿った取組を通じて DX で成果を残している、中堅・中小企業等のモデルケースとなるような優良事例を選定するものです。優良事例の選定・公表を通じて、地域内や業種内での横展開を図り、中堅・中小企業等における DX 推進及び各地域での取組の活性化につなげていくことを目的として、2022 年より開始した取組です。

## <企業 DX 推進施策の全体像>



※1 「デジタルガバナンス・コード 3.0～DX 経営による企業価値向上に向けて～」

[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/investment/dgc/dgc3.0.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dgc/dgc3.0.pdf)

## 2. 募集対象

DX に取り組み、成果をあげている日本全国の中堅・中小企業等（※2）

※2 中小企業基本法に基づく中小企業者（※3）及び、産業競争力強化法に基づく中堅企業者（※4）のうち、法人に限る。

※3 中小企業基本法に基づく中小企業者

- ① 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第 4 号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。
- ② 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- ③ 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- ④ 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

※4 産業競争力強化法に基づく中堅企業者

常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）。

なお、過去に DX セレクションに選定された事業者（グランプリや準グランプリ等も含む）や、過去に応募をされた事業者も再度の応募が可能です。

## 3. エントリーについて

DX セレクションとして選定される企業は、DX による企業価値向上に向けて、デジタルガバナンス・コードをもとに、企業がデジタルによって自らのビジネスを変革するためのビジョン・戦略・体制等が整った事業者として経済産業大臣が認定する「DX 認定」を取得した上で、DX による企業価値向上を目指していくことが望ましいとされます。

そのため、応募時点で DX 認定を取得済みである企業に限っては、当該調査項目への記載を免除した上で自薦での応募も認めることとしますが、DX 認定未取得企業の応募にあたっては、DX 認定を取得するという自己宣言を必須とした DX 認定レベルを確認する調査項目への回答とともに関係機関からの推薦（※5）を必要とします。

※5 推薦者は、DX 推進ラボ、地方版 IoT 推進ラボ、地方公共団体（都道府県、市区町村）、経済団体（全国商工会連合会、商工会連合会、商工会、日本商工会議所、商工会議所、全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、都道府県商店街振興組合連合会）、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫、農林中央金庫）、独立行政法人、国立研究開発法人、報道機関、IT ベンダー、地域のコンサルタント（IT コーディネーター、中小企業診断士等）、大学、教育機関、その他、被推薦者の地域における事業活動や経営の状況等を把握し、「DX セレクション」として選定されうる事業者を適切に推挙できる者とします。

<応募方法と提出資料について>

	応募方法	提出資料
DX 認定企業	自薦・他薦 ※いずれも可	②+③(※他薦の場合は、①の様式を使用し推薦者コメントを記載ください)
DX 認定未取得企業	他薦	①+②+③

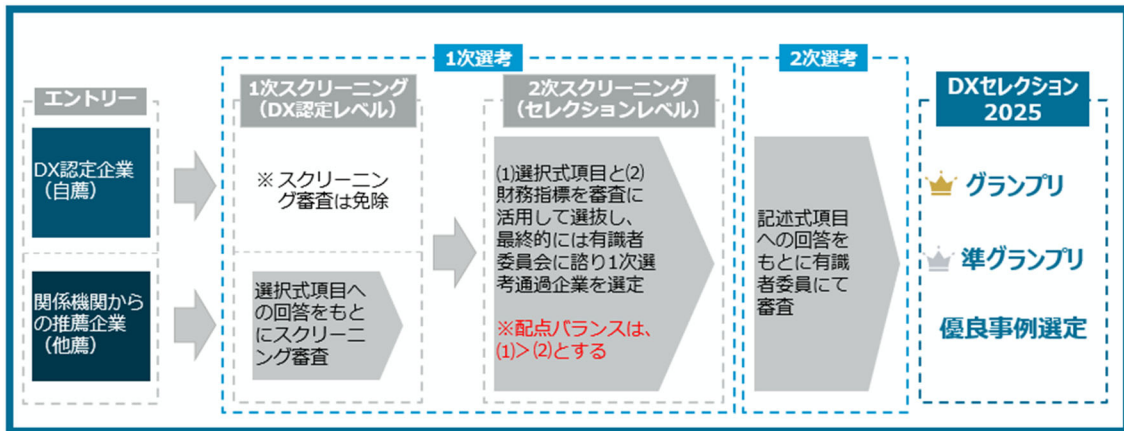
<提出資料>

- ① DX セレクション 2025 応募用紙 【選択式項目①】
- ② DX セレクション 2025 応募用紙 【選択式項目②】 + 【記述式項目】
- ③ DX セレクション 2025 応募用紙 【財務指標】

<留意事項>

- ・ DX 認定未取得企業においては、① DX セレクション 2025 応募用紙 【選択式項目①】において、今後 DX 認定を取得するという自己宣言を認定申請予定時期と共に実施いただくことが必須となります。記載がない場合、不備として審査の対象外となります。
- ・ 関係機関からの他薦を受けて応募する場合は、推薦者自身が記載するコメントを必要とします。ただし、推薦コメントの内容は審査には影響しません。
- ・ 提出資料は、他薦の場合でも、推薦コメントを除き、応募者自身で内容を確認の上で提出してください。
- ・ DX セレクションのエントリーには、必要となる提出資料内のすべての項目に回答していただく必要があります。
- ・ 審査プロセスにおいて財務指標も活用させていただきますが、財務指標も含め、ご回答いただいた内容について許可なく公表することはありません。また、情報の取り扱いが厳重に管理し、審査プロセス以外に使用することは一切ありません。

## <「DX セレクション 2025」選考プロセス>



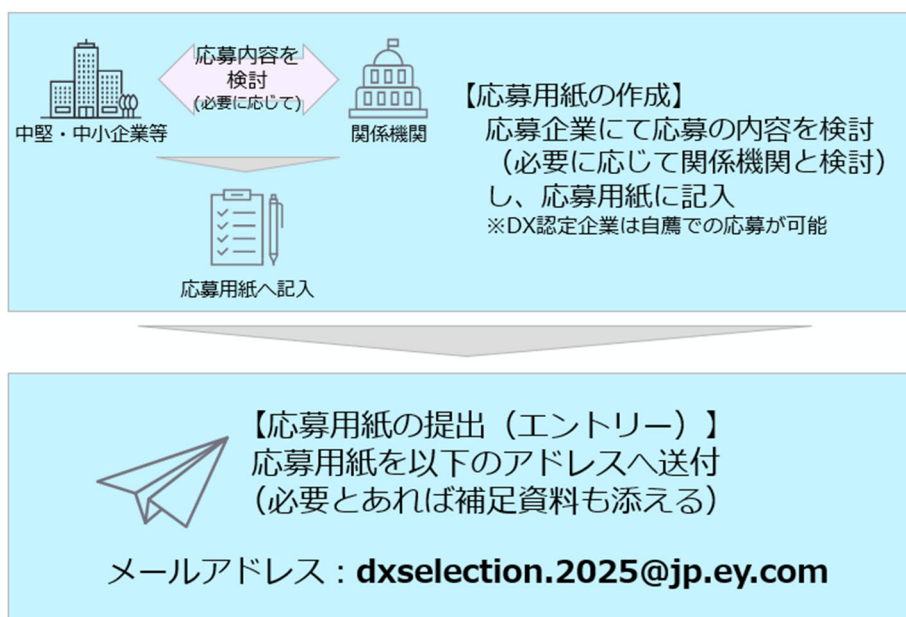
エントリーにあたっては、審査項目に対応する取組状況について応募用紙（添付エクセル）の必要事項に回答いただき、応募専用メールアドレスに送付いただきますようお願いいたします（必要に応じて補足資料を添付可）。応募いただいた事業者の中から、有識者による審査を経て、DX セレクション 2025 として、グランプリ・準グランプリ・優良事例をそれぞれ選出します。

また、2次選考において、別途プレゼンテーション等の対応を対象者に対して求める場合がございます。

※ DX 認定制度（情報処理の促進に関する法律第三十一条に基づく認定制度）

[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html)

## <応募の流れ>



## 4. 審査項目

別紙「DX セレクション 2025 審査項目及び審査のポイント」についてのとおり

## 5. スケジュール

2024 年 11 月 1 日（金） 募集開始

↓

2024 年 12 月 23 日（月） 【18 時 00 分】 募集締切

↓

2025 年 3 月中旬頃 DX セレクション 2025 の公表

※審査等の状況により、スケジュールに変更が生じる場合があります。

## 6. お問い合わせ

### DX セレクションの申請に関するお問い合わせ先

EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

担当者：池尻、中山、尾花

メールアドレス：dxselection.2025@jp.ey.com

※DX セレクションの申請に係るお問い合わせはこちらにご連絡ください。

※EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社は、経済産業省から当該事業の委託を受けています。

### 各種 DX 推進政策概要に関するお問い合わせ先

経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課

担当者：栗原、中谷、山崎、渡嘉敷、小池

電話：03-3501-1511

メール：bzl-it-seido-jimu@meti.go.jp